

原子力規制委員会 委員長 田中俊一様  
委員 更田豊志様、田中知様、石渡明様、伴信彦様  
原子力規制庁 長官 清水康弘様、次長 荻野徹様、総ての規制庁職員様

## 原子力規制委員会による既存原発の再稼働推進を糾弾する！

- 1 川内1号機、2号機の適合性審査の合格証・終了証を撤回しなさい！
- 2 総ての原発の適合性審査を止めなさい！
- 3 「緩やかに過ぎ合理性を欠く」新規制基準を作り直しなさい！  
さもなくば、直ちに原子力規制委員会を解散しなさい！

2015年10月14日 再稼働阻止全国ネットワーク

東電福島第一原発は、放射能汚染水のコントロールもブロックもできず、デブリの状況把握もできず廃炉への道も全く先が見えず、作業労働者に被爆を強い、住民にがんや心臓病などが多発しているにも拘わらず被害者の救済も補償も被ばく防護も全く不十分なまま被害者に高線量地域への帰還を強いている。正に棄民政策がなされているのだ。

更に、電気が足りていて700日近く原発稼働無しで過ごせ、使用済み核燃料の保管方法が未定（「トイレなきマンション」未解決）のまま。こんな状況下で、原発を再稼働することは、地球上の総ての命に対する冒瀆で、多くの「国民」が支持していない。

にもかかわらず、規制委は、8月に九州電力の川内原発1号機の再起動を容認し、高浜（関電）、伊方（四電）の設置変更を認可し、本日川内2号機の再稼働が認められ、15日に制御棒が抜かれようとしている。

これらの規制委の規制行政は全くまともなものではない。わずか十か月弱で作った「新規制基準」はイチエフ事故の検証もせずに既存原発を稼働させるための甘い甘い基準であり、骨子案に対しても新基準案に対しても多数の反対意見が出され、福井地裁が4月14日に「緩やかにすぎ」「合理性を欠くもの」と指弾したのは当然である。

更に、川内原発の設置変更許可については、多くの科学者・技術者が問題点を指摘し、当然この認可処分に対して約1500名の申立人が行政不服審査法に基づく異議申し立てをした。石橋克彦さんの「違法」との指摘や、火山学者の予知できないとの指摘に対しても、規制委は「科学的・技術的」議論を避け続けている。

また、川内原発の工事計画認可に対しても保安規定に対しても、私たちが異議申立をし執行停止を要求した。九電の申請情報の重要部分を隠したまま公開し第三者には審査の妥当性が全く判断できないばかりか、基準地震動620ガルに対する制御棒挿入時間他多くの機器について「白抜き偽装」、「耐震偽装」が見られるからだ。

これら多くの「国民」の異義・抗議・不安を無視して川内原発1号機が再稼働され、当然再起動10日後に2次冷却系でトラブルが発生し出力を上げる作業を延期した。直ちに川内1号機を止めるべきであるのに、規制委は九電にそう命じることもしなかった。

以上から、私たちは改めてのことも強く申し入れる。

- 1 川内1号機、2号機の適合性審査の合格証・終了証を撤回しなさい！
- 2 総ての原発の適合性審査を止めなさい！
- 3 「緩やかに過ぎ合理性を欠く」新規制基準を作り直しなさい！
- 4 これができないなら、原子力規制委員会はもはや設置目的「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を達成することができない。直ちに解散しなさい！

再稼働阻止全国ネットワーク TEL070-6650-5549、FAX03-3238-0797、info@saikadososhi.net.sakura.ne.jp

東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル5F たんぼぼ舎気付け